

## 別紙 リスク分担表

### 1. 共通事項

○：主分担 △：従分担

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		町	DBO 事業者
計画変更	町の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
施策変更	町の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの	○	
公募書類	募集要項等の誤りによるもの	○	
住民対応	本事業そのものに対する住民反対運動、訴訟、要望、苦情等への対応に関するもの	○	
	上記以外の調査・工事等の事業者の業務に関する住民運動等	○	
契約締結	町の責めにより事業契約が締結できない場合	○	
	事業者の責めにより事業契約が締結できない場合		○
	議会の議決を得られることにより事業契約が締結できない場合	※1	※1
物価変動	施設供用開始前のインフレ・デフレ	※2	※2
	施設供用開始後のインフレ・デフレ	※2	※2
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の町又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い、設計又は工期の変更等により、事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能	△	△

※1 議会の議決が得られることにより契約締結が遅延・中止した場合、それまでにかかった町、事業者（優先交渉権者）の費用は、それぞれの負担とする。

※2 一定範囲の物価変動は民間事業者、それ以上の物価変動は町の負担とする。

### 2. 設計・建設段階

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		町	DBO 事業者
発注者責任	町の指示の不備、変更による契約内容の変更	○	
	事業者の指示・判断の不備、変更による契約内容の変更		○
測量調査	町が事前に公表した資料に明示されているもの	○	
	事業者が行った測量・調査に関するもの		○
	地質調査、地中埋設物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要になった測量・調査に関するもの	○	
設計	設計の不備、誤り等によるもの		○
設計変更	町の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による設計変更に伴うもの	○	
	上記以外の事由による設計変更に伴うもの		○
	町が事前に公表した資料により、予見できることに関するもの		○

用地	上記資料により、予見できない埋蔵文化財、土壤汚染、地質障害・地中 障害物等に関するもの	<input checked="" type="radio"/>	
工期変更 (工事遅延)	町の指示及び町の責めに帰すべき事由による工期変更、引渡し遅延	<input checked="" type="radio"/>	
	事業者の責めに帰すべき事由による工期変更、引渡し遅延		<input checked="" type="radio"/>

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		町	DBO 事業者
建設コスト (工事費増大)	町の指示及び町の責めに帰すべき事由による工事費の増大	○	
	不可抗力による建設工事費の増大	△	△
	上記以外の事業者の責に帰すべき事由による工事費の増大		○
性能	町の要求する性能に達しない場合の改善リスク、その他損害に関するリスク		○
工事監理	工事監理の不備、誤り等によるもの		○
住民対応	建設に伴い発生した周辺環境等の変化に係る苦情処理に関するもの		○
施設損傷	引渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○
瑕疵担保	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵又は施設の隠れた瑕疵の担保責任		○
警備	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○
工事の中止	町の指示による工事の中止	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による工事中止		○
安全管理	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じたもの		○

### 3. 維持管理・運営段階

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		町	DBO 事業者
業務開始遅延	町の責めに帰すべき事由による維持管理業務の開始遅延に関するもの	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による維持管理業務の開始遅延に関するもの		○
性能	町の要求する性能に達しない場合の改善リスク、その他損害に関するリスク		○
対象設備瑕疵	事業期間中に従前の施設及び設備保守管理の瑕疵が発見された場合	○	
	町の指示以外の要因により維持管理費が増大する場合（物価・金利変動によるものを除く）	○	
	入居者の事由による維持管理費の増大に関するもの（入居者の通常の使用によるものを除く）	○	
	第三者の事由による維持管理費の増大に関するもの	○	
瑕疵損傷	対象施設の劣化・損傷に対して事業者が適切な維持管理業務を実施しなかつたことに起因する施設の損傷		○
	上記以外の事由による施設の損傷	○	
維持管理・運営費増大	町の指示及び町の責めに帰すべき事由による費用の増大	○	
	不可抗力による費用の増大	△	△
	上記以外の事業者の責に帰すべき事由による費用の増大		○
技術進歩	技術進歩により維持管理業務の内容が変更される場合	協議による	